



松山地裁総第 77 号

令和 2 年 1 月 24 日

山 中 理 司 様

松山地方裁判所長 牧 賢二



司法行政文書開示通知書

令和元年 11 月 29 日付け（同年 12 月 2 日受付、松山地裁総第 1645 号）で
申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしま
したので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年 11 月 28 日付け愛媛県警察（松山東警察署）誤認逮捕事件に抗議す
る会長声明（片面で 2 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 089 (903) 4379

愛媛県警察（松山東警察署）誤認逮捕事件に抗議する会長声明

- 1 本年7月、愛媛県警察（松山東警察署）がタクシー窃盗事件の被疑者として20代の女性を誤認逮捕する事件が発生した。愛媛県警察は、十分な裏付け捜査を行わないまま当該女性に対する逮捕状請求を行い、当該女性を犯人と決めつけた取調べを執拗に繰り返した。
 - 2 本件誤認逮捕事件については、当該女性の手記が代理人弁護士の手によって公開された。その手記によれば「犯人なら目の前にいるけど。」、「やってないことを証明できないよね？」などと当該女性の供述を無視して犯人と決めつけた発言や、「二重人格」などと人格を否定する発言のほか、「就職も決まってるなら大ごとにしたくないよね。」、「認めないと終わらないよ。」など、執拗に自白を強要するかのような取調べがなされ、愛媛県警察もその発言が事実であることを認めた。
 - 3 2006年4月に愛媛県警察の現職警部のパソコンから流出した「被疑者取調べ要領」（2001年10月4日付け）には、「3 粘りと執念を持って『絶対に落とす』という気迫が必要」「4 調べ室に入ったら自供させるまで出るな」などと、被疑者として取り調べる以上は何が何でも自白をさせることが「被疑者取調べ要領」として明示されている。
本件誤認逮捕事件に伴う捜査においても一度犯人と決めつけたら何が何でも自白をさせるとの姿勢が貫徹されており、数々のえん罪事件を生んできた自白偏重の捜査手法が依然として愛媛県警察に根深く存在していることを示している。虚心坦懐に被疑者の供述を聴き、「百人の罪人を放免するとも一人の無辜の民を罰するなかれ」との刑事事件の鉄則を逸脱した対応であるといわざるを得ない。
 - 4 また、当該女性の手記によれば「逮捕された後は、弁護人の助言で警察の取り調べに対しては黙秘していたのですが、『弁護士に言わされたから黙秘するのではなく自らの意思で話せ』と言われ（た）」とのことである。
このような捜査官の対応は、被疑者の憲法上の権利である黙秘権（憲法38条1項）を侵害するだけでなく、刑事弁護人の正当な弁護活動を妨害するものであって看過できない。
- 日本国憲法は、戦前の反省から、基本的人権の尊重という基本原理に基づいて、詳細な刑事手続に関する規定を設け、そのうえで「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ」（刑訴法1条）刑罰法令を適正迅速に適用実現することを目的とした刑事訴訟法を制定した。
- かかる捜査官の対応は、弁護人と被疑者との間の信頼関係に基づく弁護

活動に違法に介入するものであって、厳に慎まなければならないはずである。

5 愛媛県警察は、過去にも誤認逮捕事件を起こしている。記憶に新しいのは1998年10月に発生した宇和島誤認逮捕事件である。同事件の公判中に真犯人が明らかになったことで検察官が論告を放棄するという異例の結末となったにもかかわらず、愛媛県警察本部は「捜査自体に違法性は無かった。」として担当捜査官を不問にした。

これに対して当会は、会長談話を発するとともに、愛媛県警察本部に対して警告書を発したが、同本部からは何らの対応も示されなかった。

そのうえで、本件誤認逮捕事件についても、愛媛県警察本部は、自白の強要はなかったと報告している（本年10月3日）。これは、過去に発生した誤認逮捕事件の総括を怠り、未だに「被疑者取調べ要領」に従った捜査活動、つまり自白を迫る捜査手法が根強く残っていることの証左であるといわざるを得ない。

6 当会は、本件誤認逮捕事件における女性被害者に対する愛媛県警察の違法・不当な取調べ及び、刑事弁護人による正当な弁護活動への違法な介入について厳重に抗議し、愛媛県警察による本件誤認逮捕事件の反省に立った適切な対処を求める。

以上

2019年（令和元年）11月28日

愛媛弁護士会

会長 丸山 征

